

大久保浄水場排水処理施設等改修・運営事業

実施方針（案）

令和8年7月

埼玉県企業局

目次

第1	本事業の概要	1
1	本実施方針の目的	1
2	事業の背景	1
3	事業内容に関する事項	1
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	2
1	事業者の募集及び選定方法	2
2	事業者の募集及び選定の手順	3
第3	本事業への参加資格要件	6
1	応募者の構成等	6
2	全企業共通の参加資格要件	7
3	各業務における参加資格要件	8
第4	審査及び選定に関する事項	13
1	審査委員会	13
2	審査手順に関する事項	13
第5	提出書類の取扱い	14
1	著作権	14
2	特許権等	14
第6	民間事業者の責任明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1	基本的な考え方	14
2	要求水準	15
3	予想されるリスクと責任分担	15
4	事業の実施状況のモニタリング	15
第7	公共施設の立地及び規模並びに配置に関する事項	15
第8	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	15
第9	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	15
2	企業局の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	16
3	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	16
第10	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	16
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	16
第11	その他	16
1	議会の議決	16
2	設計金額	16
3	契約保証金	16
4	参加に伴う費用負担	16
5	情報提供	17
6	本事業の実施方針に関する問い合わせ先	17

- 別紙 1 対価の支払いについて
- 別紙 2 発生土の有効利用業務について
- 別紙 3 閲覧資料一覧
- 別紙 4 事業実施体制イメージ
- 別紙 5 リスク分担表
- 別紙 6 モニタリングの実施及び維持管理業務委託契約書に基づく
業務委託料の減額について

用語の定義

用語	定義
企業局	埼玉県企業局をいう。
本事業	大久保浄水場排水処理施設等改修・運営事業をいう。
本施設	本事業の対象施設をいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に、企業局が公表する書類一式（実施方針、業務要求水準書）をいう。
募集要項等	募集要項の公示の際に企業局が公表する書類一式（募集要項、提案書審査基準、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、維持管理業務委託契約書（案）、様式集）をいう。
参加表明書等	参加表明書及び参加資格確認申請書をいう。
応募グループ	本事業への参加に対して複数の企業で構成されるグループをいう。
構成企業	応募グループを構成する者をいう。
設計建設JV	本事業の設計業務・建設業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。
維持管理JV	本事業の維持管理業務・運営業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。
基本契約等	基本契約、建設工事請負契約、維持管理業務委託契約をいう。
基本契約書等	基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、維持管理業務委託契約書（案）をいう。
後継者	本事業終了後、引き継いで業務を実施する者をいう。
局ホームページ	埼玉県企業局水道管理課のホームページをいう。 https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/c1305/index.html
財務規程	埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年三月三十一日公営企業管理規程第五号）をいう。 （内容は埼玉県ホームページの「埼玉県法規集データベース」を参照のこと。）
参加者	本事業の公募に参加する者をいう。
浄水場本体	大久保浄水場（本事業の対象施設以外）をいう。
t-ds	水分を除いた固形分のみの重量（トン）

※ 本表に定めのない用語については、一般的な解釈及び社会通念に従う。

第1 本事業の概要

1 本実施方針の目的

本実施方針は、埼玉県企業局（以下「企業局」という。）が「大久保浄水場排水処理施設等改修・運営事業」（以下「本事業」という。）をD B O（Design Build Operate）方式により実施するに当たり、本事業の概要を説明するとともに、本事業に係る事業者の募集及び選定に関する手順や考え方等を明らかにすることを目的とする。

なお、本事業に係る事業者の募集の実施を確約するものではない。

2 事業の背景

企業局が実施する埼玉県水道用水供給事業及び埼玉県工業用水道事業は、県勢の発展とともに着実に整備・推進してきた。

その中で、基幹浄水場である大久保浄水場においては、昭和43年に稼動を開始して以来、安定した水道用水及び工業用水の供給に努めてきた。

経年劣化が著しく老朽化が進んでいる排水処理施設及び非常用電源施設の整備・運営について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。いわゆる「P F I 法」）に基づき、大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業として、特別目的会社（以下「S P C」という。）と企業局との事業契約が平成16年12月に締結され、S P Cによって、排水処理施設等の設計・建設事業が平成16年12月から平成20年3月の間に実施された。その後、当該施設の維持管理・運営事業が平成20年4月1日から開始され、令和10年3月31日をもって期間満了を迎える予定である。

本事業では、令和10年4月1日以降も引き続き民間事業者の技術力・ノウハウを活用し、排水処理施設等の改修・運営を効果的、効率的に実施することを目的とする。

3 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大久保浄水場排水処理施設等改修・運営事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

埼玉県公営企業管理者 板東 博之

(3) 事業場所

さいたま市桜区大字在家331番地

(4) 事業に関係する主な法令等

事業者は、本事業を実施するに当たっては、必要とされる関係法令等を遵守し、最新のものを適用する。

なお、本事業の対象施設（以下、本施設という。）の整備に関して特に留意すべき主な法令・基準等は、別途、業務要求水準書に示す。また、仕様書等に定めのないものは企業局の確認を要する。

(5) 事業形態

ア 事業方式

本事業の事業方式は、企業局の所有である本施設において、設計・建設及び維持管理・運営を一括して事業者に委ねるDBO（Design Build Operate）方式とする。

なお、本事業については、水道法第24条の3に規定する第三者委託は適用しない。

イ 契約期間

（ア）設計・建設

契約締結の日から提案内容に応じて協議の上決定した日

（うち履行期間 提案内容に応じて協議の上決定した期間）

（イ）維持管理・運営

契約締結の日から令和25年3月31日

（うち履行期間 令和10年4月1日から令和25年3月31日）

ウ 契約期間終了後の措置

企業局は、契約期間終了後も本施設を継続して使用する。事業者は、契約期間終了時に、本施設（本事業で新たに整備した施設を含む。）において、別途、業務要求水準書で示す状態で後継者へ引き継ぐものとする。ただし、事業者に帰責事由がない場合は除く。

エ 事業の対象となる業務範囲

業務要求水準書のとおり。

オ 事業者の収入

別紙1のとおり。

（ア）設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書においてあらかじめ定める額を、事業者に支払う。

（イ）維持管理・運営業務に係る対価

維持管理・運営委託契約書においてあらかじめ定める額を、四半期ごと（年4回）に事業者に支払う。

（6）実施方針等の変更

実施方針等の公表後における民間事業者からの質問・意見を踏まえ、実施方針等の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を局ホームページで公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

（1）事業者を求めるもの

本事業は、既設施設を稼働させながら、確実な排水処理を確保しつつ、一部施設の改修を実施するため、新・旧施設の運転切替等を考慮した整備が必要となる。

したがって、本事業では、事業者に対し、設計・建設から維持管理・運営までの各業務を通じて、効率的かつ効果的な事業執行を求めるものであり、幅広い能力、技術・ノウハウ及び汚泥の有効活用等を期待する。

(2) 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

なお、本事業の公募手続きは、次のとおり実施することを予定している。詳細は、後日公表する募集要項等で示す。

ア 参加資格確認

参加資格の確認として、「第3 本事業への参加資格要件」に定める参加資格を有することを確認する。

イ 提案内容の審査

上記アにおいて、本事業の参加資格要件を満足すると確認された参加者から、本事業に係る具体的な業務の実施方法等について提案を受け、別途示す業務要求水準書等を満足していることの確認として、基礎審査を行う。その基礎審査を通過した参加者の提案内容及び提案価格を総合的に評価した上で、最も評価の高い提案書を提出した者を優先交渉権者に決定する。

なお、提案内容の審査のためにヒアリング（書面を含む）を実施する。

(3) 審査基準の主な着眼点

ア 施工管理（品質管理、安全管理、新旧機器の切替方法）

イ 効率的な運転・維持管理方法

ウ 通常時及び非常時（故障、災害、事故、感染症流行時等）の業務実施体制

エ 環境への配慮

オ コスト縮減

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールについては、次のとおり予定している。

実施内容	年月
実施方針等の公表	令和8年7月
実施方針等に関する説明会及び現場見学会	令和8年7月
第1回資料閲覧	令和8年7月
第1回質問・意見の受付（実施方針等）	令和8年7月
第1回質問に対する回答の公表	令和8年8月
募集要項等の公示	令和8年11月
募集要項等に関する説明会及び現場見学会	令和8年12月
第2回資料閲覧	令和8年12月
第2回質問・意見の受付（募集要項等）	令和8年11～12月
第2回質問に対する回答の公表	令和9年1月
参加表明書等の受付	令和9年1月
参加資格確認結果の通知	令和9年2月
技術対話	令和9年2月
提案書の受付	令和9年4～5月

優先交渉権者選定	令和 9 年 7 月
基本協定締結	令和 9 年 7 月
事業契約内容に関する協議	令和 9 年 8 月
見積合わせの実施	令和 9 年 9 月
基本契約締結	令和 9 年10月
建設工事請負契約締結	令和 9 年10月
維持管理・運営委託契約締結	令和 9 年10月

(2) 応募手続等

ア 実施方針等に関する説明会及び現場見学会

本事業の実施方針等に関する説明会及び現場見学会は、次のとおり開催する。

参加希望者は、実施方針等に関する説明会及び現場見学会参加申込書（様式 1）を電子メールにより提出する。

なお、電子メール送信後、下記（オ）の申込先に到着の確認の電話を行うこと。

(ア) 開催日 第 1 回 令和 8 年 7 月 23 日（木）

第 2 回 令和 8 年 7 月 24 日（金）

※ 参加希望者はどちらか一方のみ参加可能とする。

（第 1 回、第 2 回で内容に差異はない。）

(イ) 開催場所 さいたま市桜区大字宿618

埼玉県大久保浄水場 管理棟 2 F 大会議室

(ウ) 参加人数 各社 3 名以内とする。

(エ) 申込期間 令和 8 年 7 月 14 日（火）から令和 8 年 7 月 21 日（火）（15時）まで

（ただし、電子メール送信後の確認の電話は、平日の午前 9 時から正午又は午後 1 時から午後 5 時までの間に行うこと。）

(オ) 申込先 埼玉県大久保浄水場 機械施設部機械施設担当

電 話 番 号 048-856-5224

電子メール p5288417@pref.saitama.lg.jp

(カ) 注意事項

a 開催時間については、別途局ホームページで公表する。

b 会場の都合上、申込者多数の場合は、1 社あたりの参加者数又は開催日時を調整し、別途連絡する。

c 同一社内で異なる部署からの申込みがないように、事前に社内で参加状況を確認すること。

d 説明会及び現場見学会では、実施方針等は配布しないため、各自持参すること。

e 説明会及び現場見学会では、質疑応答の機会を設けない。

イ 資料閲覧

本事業の実施方針等の公表後に行う資料閲覧は、次のとおり実施する。

資料閲覧を希望する者は、資料閲覧申込書（様式2）を電子メールにより提出すること。また、資料閲覧当日（当日持参も可）までに守秘義務の遵守に関する誓約書（様式3）を提出すること（提出が無い場合は、資料の閲覧はできない。）。

なお、電子メール送信後、「第2 2(2)ア（オ）」の申込先に到着の確認の電話を行うこと。

（ア）閲覧期間 令和8年7月27日（月）から令和8年7月31日（金）まで
（ただし、平日の午前9時から午前11時又は午後2時から午後4時までの間に限る。）

（イ）閲覧場所 さいたま市桜区大字宿618
埼玉県大久保浄水場 事務棟2F202会議室

（ウ）参加人数 各社3名以内とする。

（エ）閲覧資料 別紙3に示す。

（オ）申込期間 令和8年7月14日（火）から令和8年7月21日（火）（15時）まで
（ただし、電子メール送信後の確認の電話は、平日の午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に行うこと。）

（カ）申込先 「第2 2(2)ア（オ）」と同じ。

（キ）注意事項

- a 閲覧日時については、各申込者と調整の上、後日企業局が指定する。
- b 資料の閲覧時において、当該資料、その他資料及び本事業に関する質問及び意見は一切受け付けない。
- c 資料は、閲覧場所でのみ閲覧可能とし、その際に企業局職員が立ち会う。
- d 閲覧場所において、デジタルカメラ等による資料の撮影は可とする。また、ハンディスキヤナの使用も可とするが、資料を冊子から分解することは不可とし、自動給紙機能の使用は認めない。なお、浄水場の電源及び仮設発電機の使用についても不可とする。
- e 複写機による資料の複写は禁止とする。

ウ 第1回質問・意見の受付

実施方針等に関する質問・意見を希望する者は、実施方針等に関する質問・意見書（様式4、5）を電子メールにより提出する。

なお、電子メール送信後、「第2 2(2)ウ（イ）」の送付先に到着の確認の電話を行うこと。

（ア）送付期間 令和8年7月14日（火）から令和8年7月30日（木）（15時）まで
（ただし、電子メール送信後の確認の電話は、平日の午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に行うこと。）

（イ）送付先 埼玉県企業局水道管理課 施設管理担当
電話番号 048-830-7077
電子メール a7070-02@pref.saitama.lg.jp

(ウ) 注意事項 「第2 2(2)イ」で閲覧した資料に対する質問・意見は受け付けない。

エ 第1回質問に対する回答の公表

第1回質問に対する回答は、令和8年8月31日（月）に局ホームページで公表する。ただし、質問者名は公表しない。

なお、意見については、公表しないととも回答は行わない。

オ 募集要項等の公示

実施方針等に対する質問を踏まえ、募集要項等を公表する。

カ 募集要項等に関する説明会及び現場見学会

本事業の募集要項等に関する説明会及び現場見学会を開催する。

キ 第2回資料閲覧

本事業の募集要項等の公表後に行う資料閲覧を実施する。

ク 第2回質問・意見の受付（募集要項等）

募集要項等に関する質問・意見を受け付ける。

ケ 第2回質問に対する回答の公表

第2回質問に対する回答を局ホームページで公表する。

なお、意見については、公表しないととも回答は行わない。

コ 参加表明書等の受付

本プロポーザルに応募を希望する者から参加表明書等を受け付ける。

なお、当該様式については募集要項等に示す。

サ 参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果を応募者に通知する。

シ 技術対話

企業局が必要と判断した場合、参加資格保持者との間で、技術対話を実施する。

ス 提案書の受付

参加資格保持者からの提案書を受け付ける。

なお、提案書の作成要領については、募集要項等に示す。

また、応募者に対するヒアリングを予定している。

セ 優先交渉権者選定から契約締結

「第4」に示す。

※ オ以降の詳細については、別途募集要項等の公示時に示す。

第3 本事業への参加資格要件

1 応募者の構成等

(1) 応募者は複数の企業（上限なし）によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。（事業実施体制イメージについては、別紙4に示す。）

(2) 応募グループは、建設業務の実施を担う者及び維持管理・運營業務の実施を担う者により構成されるグループとする。なお、応募グループの中に、設計業務の

実施を担う者を含むことができる。

- (3) 応募グループは、応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の中から応募グループの代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が企業局との連絡対応窓口となるとともに、参加表明書の提出等の応募手続きを行うこととする。
- (4) 応募グループは、参加表明書の提出時に代表企業の名称、構成企業の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。なお、1 構成企業で複数の役割を兼ねることは可とする。
- (5) 応募グループの代表企業の変更は認めない。
- (6) 参加表明書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると企業局が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。
- (7) 応募グループの代表企業又は構成企業は、他の応募グループの代表企業又は構成企業になることはできない。
- (8) 代表企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合、経営を支配している者が変更となった場合、又は新たに第三者に経営を支配された場合は、企業局に速やかに通知しなければならない。

2 全企業共通の参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 財務規程第120条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 当該事業の募集の公示日から契約締結までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 当該事業の募集の公示日から契約締結までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 当該事業の募集の公示日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。
ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
- (6) 他の応募グループの構成員との間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係」及び「人的関係」の定義等については、「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。
- (7) 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者との間に資本又は人事面におい

て関連がある者でないこと（「資本又は人事面において関連がある者」の定義等については、「設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

＜本事業に係るアドバイザー業務の受託者＞

商 号 株式会社N J S

所在地 東京都港区芝五丁目34番2号

商 号 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

所在地 東京都千代田区大手町一丁目1番地2号 大手門タワー

3 各業務における参加資格要件

(1) 建設業務の実施を担う者（以下「建設業務実施者」という。）の要件

ア 建設業務実施者が複数の場合、又は建設業務実施者が自ら設計業務を実施しない場合、基本協定の締結後に設計建設JVを結成する。設計建設JVは、1JV構成員で参加資格要件を満たす複数の業種を兼ねることは可とする。また、JV構成員の数及び施工方式（甲型・乙型）は任意とするが、建設業許可を有しない設計企業がJVの構成員として入る場合は、乙型JVとする。なお、出資比率が最大である者を代表構成員とする。

なお、単独企業の場合は、設計建設JVが満たすべき要件を全て満たすこと。

イ 設計建設JVは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、「機械器具設置工事業」及び提案に基づく業務を実施するに当たり必要とする建設業許可を受けている者を含むものとする。ただし、建設業務実施者は、担当する建設業務に係る業種の建設業許可を受けている者であること。

ウ 建設業務実施者は、令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）に、担当する建設業務に係る業種で登載された者であること。

ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公示日以前である者に限る。

エ 建設業務実施者は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。以下同じ。）の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

オ 建設業務実施者は、令和6年度及び令和7年度に完成した埼玉県発注工事のうち、担当する建設業務に係る業種の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。

カ 建設業務実施者のうち1人以上が、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」が「埼玉県内」である（以下「県内業者」という。）こと。

キ 建設業務実施者は、担当する建設業務に係る業種の格付及び資格審査数値が

次のとおりであること。ただし、同一の業種において、担当する構成員が2者以上存在する場合、格付及び資格審査数値の要件については1者以上の構成員が満たせばよいものとする。

業種区分	格付	資格審査数値
機械器具設置工事業	A	1,000点以上
その他の建設工事業	A以上	-

ク 施工実績

次の（ア）の実績を有すること。ただし、同一の業種において、担当する構成員が2者以上存在する場合は、1者以上がこの要件を満たすものとする。なお、代表構成員は必ずこの要件を満たすこと。

（ア）建設業務実施者は、契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日以降公示日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む。）又は日本下水道事業団との請負契約により、担当する建設業務に係る業種において、次に示す工事を完成させた実績を有すること。

業種区分	工事实績
機械器具設置工事業	1回の契約金額が3億円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る機械設備工事（ただし、建築付帯機械設備工事は除く）
電気工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る電気設備工事（ただし、建築付帯電気設備工事は除く）
土木工事業	1回の契約金額が3千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る土木一式工事
建築工事業	1回の契約金額が4千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る建築一式工事
その他の建設工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設又は更新に係る当該業種の工事

なお、上記の施工実績は、資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。

また、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

J V構成員の契約額＝J V契約額×出資割合

（JV実績の計算例）

5億円の橋梁耐震補強工事を代表構成員（出資比率70％）、
その他の構成員（出資比率30％）で施工した場合
代表構成員の実績 $5\text{億円} \times 70 / (70+30) = 3.5\text{億円}$
その他構成員の実績 $5\text{億円} \times 30 / (70+30) = 1.5\text{億円}$

ケ 建設業務実施者は、担当する建設業務に係る業種について、見積合わせ日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

また、経営事項審査の審査基準日は見積合わせ日に直近のものとし、上記エただし書きに該当する者にあつては、手続開始決定日以降のものであること。

コ 建設業務実施者は、担当する建設業務に係る業種に応じて、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の監理技術者又は主任技術者として専任で配置すること。

(2) 設計業務の実施を担う者の要件

ア 建設業務実施者が自ら設計業務を実施しない場合、基本協定の締結後に設計業務の実施を担う者を含めた設計建設JVを結成する。なお、建設業務実施者が自ら設計業務を実施する場合、「イ（ウ）」を満たすこと。

イ 設計業務の実施を担う者は、次の（ア）から（オ）を全て満たすこと。

（ア）令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に、申請業務「建設コンサルタント」で登載された者であること。

ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公示日以前である者に限る。

（イ）建築物の新設を提案する場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

（ウ）技術士法（昭和56年法律第25号）に定める技術士【上下水道部門「上水道及び工業用水道」】又はRCCEM（「上水道及び工業用水道部門」）の資格を有し、直接的雇用関係を有する者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。なお、管理技術者は照査技術者を兼ねることができない。

（エ）県内業者又は県内に契約の主体となる支店、営業所を有する者であること。

（オ）契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日以降公示日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む。）との請負契約により、設計業務委託（上水道及び工業用水道施設の設計に限る。）を履行した実績を有すること。

なお、上記の業務実績は、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。

また、特定設計共同体による業務実績については、代表構成員であるときのものに限る。

ウ 設計業務の実施を担う者は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11

年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りではない。

(3) 維持管理・運營業務の実施を担う者の要件

維持管理・運營業務の実施を担う者は、次に示す要件を全て満たすこと。なお、要件を満たしていれば、設計建設JVの構成員が維持管理JVの構成員を兼ねることは可能である。

ア 基本協定の締結後に3者又は4者による維持管理JVを結成する。企業体の運営形態は、各構成員(代表構成員を含む。以下同様。)が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。また、構成員の最小出資比率は構成員が3者の場合は20%、4者の場合は15%とし、代表構成員の出資比率は、構成員のうち最大とする。

イ 維持管理JVの各構成員は、担当する維持管理・運營業務に係る業種の建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による、「機械器具設置工事業」、「電気工事業」、「土木工事業」の建設業許可を受けている者で構成されるものとする。ただし、1JV構成員で参加資格要件を満たす複数の業種を兼ねることは認めない。

ウ 維持管理JVの各構成員は、令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿(建設工事)に、担当する維持管理・運營業務に係る業種で掲載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公示日以前である者に限る。

エ 維持管理JVの各構成員は、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。以下同じ。)の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

オ 維持管理JVの各構成員は、令和6年度及び令和7年度に完成した埼玉県発注工事のうち、担当する維持管理・運營業務に係る業種の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。

カ 維持管理JVの構成員のうち1者以上の構成員が、県内業者であること。

キ 維持管理JVの各構成員は、担当する維持管理・運營業務に係る業種の格付が次のとおりであること。ただし、同一の業種において、担当する構成員が2者以上存在する場合は、1者以上の構成員がこの要件を満たすものとする。なお、代表構成員は必ずこの要件を満たすこと。

業種区分	格付
機械器具設置工事業	A
電気工事業	A

土木工事業	@ 又は A
-------	--------

ク 業務実績

代表構成員は、次の（ア）及び（イ）の実績を有すること。また、その他構成員は、次の（ア）又は（イ）の実績を有すること。ただし、同一の業種において、担当する構成員が2者以上存在する場合は、1者以上の構成員がこの要件を満たすものとする。

（ア）契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日以降公示日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）、地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む。）又は日本下水道事業団との請負契約により、次に示す工事を完成させた実績を有すること。

業種区分	工事实績
機械器具設置工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設、更新又は修繕に係る機械設備工事（ただし、建築付帯機械設備は除く）
電気工事業	1回の契約金額が1千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設、更新又は修繕に係る電気設備工事（ただし、建築付帯電気設備は除く）
土木工事業	1回の契約金額が3千万円以上の上水道、工業用水道又は下水道用施設の新設、増設、更新又は修繕に係る土木一式工事

なお、上記の施工実績は、資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。

また、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

J V構成員の契約額＝J V契約額×出資割合

（JV実績の計算例）

5億円の橋梁耐震補強工事を代表構成員（出資比率70%）、その他の構成員（出資比率30%）で施工した場合

代表構成員の実績 5億円×70/(70+30)=3.5億円

その他構成員の実績 5億円×30/(70+30)=1.5億円

（イ）契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日以降公示日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）又は地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む。）との請負契約により、上水道又は工業用水道の浄水場において、排水処理施設（機械的脱水処理を行う施設に限る。）に係る運転管理業務を元請*とし

て、通算3年以上行い完了した実績を有すること。

＊ 特定企業体による場合は代表構成員に限る。又、特別目的会社（SPC）の場合は代表企業（出資比率が出資者の中で最大である企業）に限る。
ケ 維持管理JVの各構成員は、担当する維持管理・運営業務に係る業種について、見積合わせ日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

また、経営事項審査の審査基準日は見積合わせ日に直近のものとし、上記エただし書きに該当する者にあつては、手続開始決定日以降のものであること。

コ 現場責任者として、契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日以降公示日までの間に、浄水場において排水処理施設（機械的脱水処理を行う施設に限る。）に係る運転管理業務に通算3年以上従事した実績を有する者を配置すること。

第4 審査及び選定に関する事項

1 審査委員会

企業局は、提案書の審査に際して、外部有識者で構成する審査委員会を設置する。審査委員会は、提案書審査基準をあらかじめ決定し、当該基準に基づいて、参加者の提案書の審査を行う。

2 審査手順に関する事項

審査は「基礎審査」、「定量化審査」の順に実施する。

なお、審査項目、配点等については、募集要項等の公示時に示す。

(1) 基礎審査

提案内容及び提案価格が、提案書審査基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

(2) 定量化審査

基礎審査を通過した提案書についてのみ、提案書審査基準に示す定量化審査項目に基づき評価（順位付け）を行う。

(3) 優先交渉権者の選定

企業局は、審査委員会による審査結果を踏まえて、最も評価の高い提案を行った者を優先交渉権者に選定する。

(4) 結果及び評価の公表方法

企業局は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、局ホームページで公表する。

(5) 優先交渉権者選定後の手続き

ア 基本協定の締結

企業局と優先交渉権者は、基本協定書を取り交わす。

イ 事業契約内容に関する協議

優先交渉権者が提示した提案書と企業局が提示した基本契約書等を基に事業

契約の趣旨・解釈を明確化し、仕様を決定するための協議を行う。

なお、事業契約の協議は公平性を期すため、募集要項等に規定された内容及び条件の変更は行わないものとする。

ウ JVの結成

協議の成立後、単独企業である場合を除きJVを結成する。

エ 見積合わせ

優先交渉権者との協議により仕様及び予定価格を定めた後、見積合わせを行う。見積合わせ成立後、基本契約書、建設工事請負契約書及び維持管理業務委託契約書の取り交わしをもって、優先交渉権者は事業者決定されるものとする。なお、協議の結果によっては、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。また、見積合わせにおける見積価格は、提案書に記載した提案価格以内の額とすること。

オ 優先交渉権者との協議が整わなかった場合等

優先交渉権者との協議が整わなかった場合、又は優先交渉権者に事故等があり見積書の取得が不可能となった場合は、基本協定を解除する。この場合、提案書の評価が優先交渉権者の次に高い者を優先交渉権者とみなし、「第4 2 (5)」の手続きを行う。

第5 提出書類の取扱い

1 著作権

参加者から提出された技術資料の著作権は、参加者に帰属する。ただし、企業局は、本事業の公募結果等の公表及びその他企業局が必要と認める場合、参加者の技術資料の全部又は一部を無償で利用できるものとする。優先交渉権者以外の提案については、優先交渉権者選定結果を公表する目的以外に、無断で使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

2 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

第6 民間事業者の責任明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、企業局と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計・建設及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、企業局が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、企業局が責任を負うものとする。

2 要求水準

本施設の建設、維持管理・運営等に関する要求水準は、別途、業務要求水準書に示す。

3 予想されるリスクと責任分担

企業局と事業者のリスク分担は、原則としてリスク分担表（別紙5）によるものとする。

4 事業の実施状況のモニタリング

企業局は、事業者が実施する本施設の設計・建設及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、別紙6に定める。

企業局は、モニタリングの結果、事業者の業務内容が業務要求水準書等に定める事項及び提案事項を満たしていないと判断した場合に、別途、基本契約等に定める手続きに従い、設計・建設並びに維持管理・運営業務に係る対価の減額、是正勧告その他の措置をとる。

第7 公共施設の立地及び規模並びに配置に関する事項

別途、業務要求水準書に示す。

第8 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、企業局と事業者は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、基本契約等に規定する具体的措置に従う。

また、この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

第9 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 企業局による是正勧告及び基本契約等の解除

次のアからウに該当する場合、企業局は、事業者に対して是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、企業局は、基本契約等を解除することができる。

ア 事業者の提供するサービスが、基本契約等に定める企業局の要求水準を下回る場合

イ 事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合

ウ 事業者が、倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、基本契約等に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合

(2) 基本契約等の解除に伴う損害

前号において、企業局が基本契約等を解除した場合、企業局は事業者に対し、

これにより企業局に生じた損害のうち合理的な範囲について請求することができる。

2 企業局の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者による基本契約等の解除

企業局の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は基本契約等を解除することができる。

(2) 基本契約等の解除に伴う損害

前号において、事業者が基本契約等を解除した場合、事業者は企業局に対し、これにより事業者が生じた損害のうち合理的な範囲について請求することができる。

3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

企業局及び事業者は、基本契約等に定める事由ごとに、その責の所在に応じて適切に対応する。

第10 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者は、財政上及び金融上の支援が適用される可能性がある場合は努力し、企業局は必要に応じて事業者が支援を受けることができるよう協力するものとする。

なお、本県として補助金、出資等の支援は行わない。

第11 その他

1 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を埼玉県議会令和9年2月定例会に提出予定である。

2 設計金額

本事業の設計金額については、募集の公示時に提示する。

参加者は設計金額の範囲内で提案を行うものとする。

3 契約保証金

建設工事請負契約及び維持管理・運営委託契約の契約保証金は、財務規程第110条第1項第2号により、契約金額の百分の一以上とする。

4 参加に伴う費用負担

参加者の技術提案及び参加に伴う費用は、全て参加者の負担とする。

※ 本事業に係る事業者の募集を実施しなかった場合も補償しない。

5 情報提供

情報提供は、適宜局ホームページ等を通じて行う。

6 本事業の実施方針に関する問い合わせ先

問 合 せ 先 埼玉県企業局水道管理課 施設管理担当

電 話 番 号 048-830-7070

電子メール a7070-02@pref.saitama.lg.jp

対価の支払いについて

1 対価の構成

各業務に係る対価は次表のとおりとする。

業務分類			対価区分
大分類	中分類	小分類	
設計・建設業務	設計業務	基本設計業務	設計・建設業務に係る対価
		実施設計業務	
	建設業務		
維持管理業務	建物維持管理業務	保守・点検及び修繕業務	維持管理・運営に係る対価
		清掃業務	
	設備維持管理業務	保守・点検業務	
		修繕業務	
	外構維持管理業務	保守・点検及び修繕業務	
		植栽維持管理業務	
		清掃業務	
	保安及び警備業務		
運営業務	排水処理業務		
	発生土有効利用業務	発生土管理業務	
		発生土有効利用業務 (別紙 2)	
	電源及び熱源供給業務		

2 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書においてあらかじめ定める額を、事業者を支払う。なお、物価・人件費の変動が発生した場合、当該契約約款に基づき金額を変更する（詳細は募集要項等で示す。）。

3 維持管理・運営業務に係る対価

維持管理業務委託契約書においてあらかじめ定める額を、四半期ごと（年 4 回）に事業者を支払う。なお、物価・人件費の変動が発生した場合、当該契約約款に基づき金額を変更する（詳細は募集要項等で示す。）。

発生土の有効利用業務について

1 発生土の有効利用

排水処理に伴い発生した土及び沈砂池天日乾燥床にて発生した土砂（以下これらを合わせて「発生土」という。）は、事業者が全量を有効利用するものとする。有効利用とは、発生土を製品の原材料等の有用物として利用することをいい、有効利用の方法は、有価による利用と非有価による利用とに大別する。

2 発生土有効利用に係る費用

(1) 有価による有効利用

事業者は、企業局から発生土を有償で買い取り、自らの責任で発生土を販売する。また、発生土販売に係る運搬費用から発生土買取額を差し引いた費用を企業局が負担する。（当該費用がマイナスとなった場合は企業局の収入とする。）

なお、発生土買取額及び発生土販売に係る運搬費用は事業者提案に基づき次の計算式で算出する。

$$\text{発生土買取額} = A \times B / 100 \times C$$

$$\text{発生土販売に係る運搬費用} = A \times B / 100 \times D$$

（A：発生土量（t-ds）

B：有価による有効利用率（％）【事業者提案】

C：買取単価（円/t-ds）【事業者提案】

D：運搬費（円/t-ds）【事業者提案】）

(2) 非有価による有効利用

企業局は、発生土の処分を事業者に委託し、事業者は自らの責任で有効利用を図る。また、発生土の処分に係る費用（運搬費を含む。以下「処分費用」という。）は事業者提案に基づき企業局が負担する。

なお、処分費用は次の計算式で算出する。

$$\text{処分費用} = A \times E / 100 \times F$$

（E：非有価による有効利用を実施する率（100－B）（％）

F：処分単価（円/t-ds）【事業者提案・運搬費を含む】）

※ 上記B、Cについては、履行期間を通じて維持する（変更しない）ものとする。

ただし、有価による利用の市場が消滅した場合等は別途協議する。

なお、実際の有価による有効利用率（X（％）（整数とし、小数点未満を四捨五入する。））に対し、XがBを下回った場合も企業局が負担する費用は上記(1)、(2)のとおり変更しない。

逆に、XがBを上回った場合、次の計算式で算出した金額を事業者に支払うものとする。

【計算式】

$$\left(\text{上記(1)、(2)の費用の和} \right) - \left\{ \left(\text{上記(1)、(2)の費用の和} \right) - \left(\text{上記BをXに置き換えて算出した(1)、(2)の費用の和} \right) \right\} \times (100 - P) / 100$$

$$(P: \text{プロフィットシェア率}(\%) \text{ ※事業者利益率} \text{ 【事業者提案・上限 50\%】})$$

《計算例》

発生土量	A : 9,000 (t)
有価による有効利用率	B : 50 (%)
買取単価	C : 200 (円) ※
運搬費	D : 9,000 (円) ※
非有価による有効利用を実施する率	E : 50 (%)
処分単価	F : 25,000 (円) ※
プロフィットシェア率	P : 50 (%)

※提案単価と、事業者から購入者への実売却単価、運搬・処分業者への支払単価は同値でない場合もあるが、例示のためここでは同値であるものとする。

[発生土販売に係る実運搬費用]

：実際に事業者が運搬業者へ支払う有価利用分運搬費

[発生土売却額]

：実際に事業者が購入者から得る有価利用発生土売却額

[実処分費用]

：実際に事業者が処分業者へ支払う非有価利用分処分費

●提案有価率B＝実績有価利用率X：50（%）の場合

・企業局から事業者への支払額

(1) [発生土販売に係る運搬費用]－[発生土買取額]

$$= [A \times B / 100 \times D] - [A \times B / 100 \times C]$$

$$= 9,000 \times 0.5 \times 9,000 - 9,000 \times 0.5 \times 200$$

$$= 40,500,000 - 900,000$$

$$= 39,600,000$$

(2) [処分費用]＝A×E／100×F

$$= 9,000 \times 0.5 \times 25,000$$

$$= 112,500,000$$

(1)と(2)の和：152,100,000 (円)・・・・・・・・・・①

・事業者の支出

[発生土販売に係る実運搬費用]＋[実処分費用]

$$= 9,000 \times 0.5 \times 9,000 + 9,000 \times 0.5 \times 25,000$$

$$= 40,500,000 + 112,500,000$$

$$= 153,000,000 \text{ (円)}$$

・事業者の利益

[企業局からの支払額]＋[発生土売却額]－[事業者の支出]

$$\begin{aligned}
&=152,100,000+9,000\times0.5\times200-153,000,000 \\
&=152,100,000+900,000-153,000,000 \\
&=\underline{0\text{ (円)}}
\end{aligned}$$

●提案有価率B＞実績有価率X：20（%）の場合

- ・企業局から事業者への支払額

実績に関わらず提案率にて計算するため、①と同額
152,100,000（円）

- ・事業者の支出

$$\begin{aligned}
&[\text{発生土販売に係る実運搬費用}]+[\text{実処分費用}] \\
&=9,000\times0.2\times9,000+9,000\times0.8\times25,000 \\
&=16,200,000+180,000,000 \\
&=196,200,000\text{ (円)}
\end{aligned}$$

- ・事業者の費用負担

$$\begin{aligned}
&[\text{企業局からの支払額}]+[\text{発生土売却額}]-[\text{事業者の支出}] \\
&=152,100,000+9,000\times0.2\times200-196,200,000 \\
&=152,100,000+360,000-196,200,000 \\
&=-43,740,000 \Rightarrow \underline{\text{事業者の費用負担：43,740,000（円）}}
\end{aligned}$$

●提案有価率B＜実績有価率X：70（%）の場合

- ・提案率Bでの計算額

提案率での計算であり、①と同額

(1)と(2)の和：152,100,000（円）

- ・実績率Xでの計算額

$$\begin{aligned}
(1) \quad &[X\text{での発生土販売に係る運搬費用}]-[X\text{での発生土買取額}] \\
&=[A\times X/100\times D]-[A\times X/100\times C] \\
&=9,000\times0.7\times9,000-9,000\times0.7\times200 \\
&=56,700,000-1,260,000 \\
&=55,440,000
\end{aligned}$$

(2) [Xでの処分費用]

$$\begin{aligned}
&=A\times[\text{実績非有価率}]/100\times F \\
&=9,000\times0.3\times25,000 \\
&=67,500,000
\end{aligned}$$

(1)と(2)の和：122,940,000（円）・・・・・・・・・・②

- ・プロフィットシェア後の企業局から事業者への支払額

$$\begin{aligned}
&\text{①}-\{\text{①}-\text{②}\}\times(100-P)/100 \\
&=152,100,000-(152,100,000-122,940,000)\times0.5 \\
&=152,100,000-14,580,000 \\
&=\underline{137,520,000\text{ (円)}}
\end{aligned}$$

- ・事業者の支出

$$\begin{aligned}
& \text{[発生土販売に係る実運搬費用]} + \text{[実処分費用]} \\
& = 9,000 \times 0.7 \times 9,000 + 9,000 \times 0.3 \times 25,000 \\
& = 56,700,000 + 67,500,000 \\
& = 124,200,000 \text{ (円)}
\end{aligned}$$

・事業者の利益

$$\begin{aligned}
& \text{[企業局からの支払額]} + \text{[発生土売却額]} - \text{[事業者の支出]} \\
& = 137,520,000 + 9,000 \times 0.7 \times 200 - 124,200,000 \\
& = 137,520,000 + 1,260,000 - 124,200,000 \\
& = \underline{14,580,000 \text{ (円)}}
\end{aligned}$$

3 場内における作業

発生土有効利用業務について浄水場内で行える作業は、乾燥、破碎、造粒、袋詰め等の工程までとし、他の原料との混合などの加工はできないものとする。

ただし、水道施設としての安全性及び衛生性等の確保に支障のない場合に限り、企業局の承諾を得ることで、他の原料との混合による加工も可能とする。

閲覧資料一覧

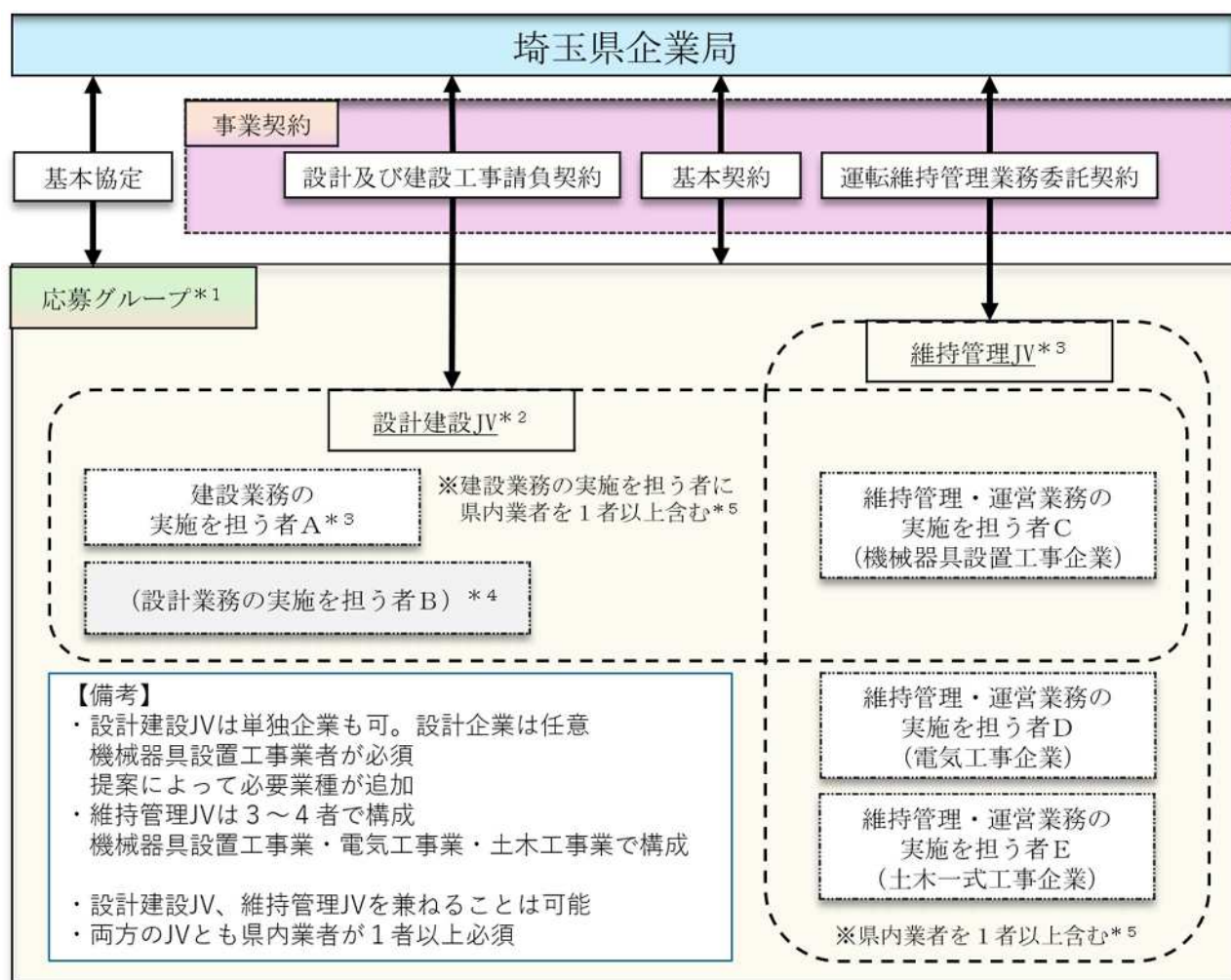
No.	簡略名称	資料名称	内容	作成年度
1	完成図書 (機械)	大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業の内機械設備工事	脱水設備、乾燥設備、資源化設備	平成 19 年度
2	完成図書 (機械)	大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業の内機械設備工事	濃縮設備、返送設備	平成 19 年度
3	完成図書 (建築)	大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業の内建築工事	意匠図、構造図、建築設備図	平成 19 年度
4	完成図書 (土木)	大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業の内土木工事	構造完成図、配筋図	平成 19 年度
5	完成図書 (電気)	大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業の内電気設備工事	電気設備	平成 19 年度
6	点検記録 一覧 (日常点検・月例点検・年次点検・定期点検)	電気設備定期点検		平成 20 年度 ～令和 6 年度
7		コージェネレーション設備 定期点検整備		平成 20 年度 ～令和 6 年度
8		常発 年次点検		平成 20 年度 ～令和 6 年度
9		非発 半年・年次点検 電気設備点検	1 号非常用発電機	平成 20 年度 ～令和 6 年度
10		機械設備 修繕		平成 20 年度 ～令和 6 年度
11		日常点検 (上半期)		平成 20 年度 ～令和 6 年度
12		日常点検 (下半期)		平成 20 年度 ～令和 6 年度
13		汚泥調整池 日常点検 (上半期)		平成 20 年度 ～令和 6 年度
14		汚泥調整池 日常点検 (下半期)		平成 20 年度 ～令和 6 年度
15		濃縮槽 日常点検 (上半期)		平成 20 年度 ～令和 6 年度
16		濃縮槽 日常点検 (下半期)		平成 20 年度 ～令和 6 年度
17		月例点検・非発運転記録	電気設備、機械設備	平成 20 年度 ～令和 6 年度

18	点検記録 一覧 (日常点 検・月例 点検・年 次点検・ 定期点 検)	機械設備 月例点検		平成 20 年度 ～令和 6 年度
19		詳細点検	脱水機、常用発電機、乾燥機、非常引網点検	平成 20 年度 ～令和 6 年度
20		クレーン点検		平成 20 年度 ～令和 6 年度
21		守衛・巡回業務		平成 20 年度 ～令和 6 年度
22		日常清掃作業報告書		平成 20 年度 ～令和 6 年度
23		外部委託報告書	受水槽清掃、貯湯槽清掃・分解整備、浄化槽点検・検査、U 字溝清掃、空調機設備点検、重量シャッター定期点検、汚泥調整池ロンダー清掃、汚泥調整池高圧水清掃、設備巡回点検、分煙システム保守点検、植栽管理・エレベータ保守点検	平成 20 年度 ～令和 6 年度
24		消防設備 点検結果 報告書		平成 20 年度 ～令和 6 年度
25		分析報告書	水質検査、浄化槽排水、汚泥分析、培養土業者依頼項目、沈砂分析、排ガス分析、悪臭測定、騒音・振動測定、灯油分析、作業環境測定、ボイラー・放射性物質濃度	平成 20 年度 ～令和 6 年度
26		第一種圧力容器 法定点検		平成 20 年度 ～令和 6 年度

27	点検記録 一覧 (日常点 検・月例 点検・年 次点検・ 定期点 検)	トラックスケール 法定点検		平成 20 年度 ～令和 6 年度
28		ホイロローダ点検整備		平成 20 年度 ～令和 6 年度
29		危険物一般取扱所 定期点検	地下タンク気密試 験	平成 20 年度 ～令和 6 年度
30		ボイラー第一種圧力容器 定期 自主検査	地下タンク気密試 験	平成 20 年度 ～令和 6 年度
31		コンクリート構造物 定期点検		平成 20 年度 ～令和 6 年度
32	台帳	設備台帳		平成 20 年度 ～令和 6 年度
33	大久保浄 水場完成 図書 (天日乾 燥床・汚 泥調整 池・自家 発関係)	大久保浄水場天日乾燥床築造工 事		平成 19 年度
34		汚泥調整池搔寄機更新工事		平成 13 年 度、平成 15 年度
35		汚泥調整池流入・流出弁更新工 事		平成 17 年 度、平成 18 年度
36		汚泥調整池汚泥返送ポンプ更新 工事		平成 17 年度
37		汚泥調整池等築造工事		昭和 51 年
38		大久保浄水場自家用発電機設備 整備工事		平成 26 年度
39		大久保浄水場自家発電気棟築造 工事		平成 28 年度
40	大久保浄 水場点検 記録一覧 (2 号非 常用発電 機関係)	大久保自家発電設備月例点検表	2 号非常用発電機 月例点検	令和 29 年度 ～令和 6 年度
41		大久保非常用発電機設備点検業 務委託	2 号非常用発電機 点検報告	平成 29 年度 ～令和 6 年度
42		製造所等定期点検記録表	大久保浄水場地下 タンク貯蔵所及び 一般取扱所点検表	令和元年度 ～令和 6 年度
43		地下タンク漏洩検査業務委託	地下タンク等定期 点検実施結果報告	令和元年度、 令和 4 年度

※ 閲覧資料はすべて紙による。

事業実施体制イメージ



※図は組成の一例であり、限定するものではない

- * 1 応募グループの各構成企業は、設計建設 JV、維持管理 JV のいずれか又は両方の構成員となること。
- * 2 建設業務の実施を担う者と設計業務の実施を担う者が同一企業、かつ、単独企業の場合は、設計建設 JV を結成する必要はない。この場合の単独企業は設計建設 JV の構成員として必要な要件をすべて満たす者とする。
- * 3 「機械器具設置工事業」の他に、提案に基づく業務を実施するに当たり必要とする建設業許可がある場合は、当該建設業許可を受けている者を要する。ただし、1 JV 構成員で参加資格要件を満たす複数の業種を兼ねることは可とする。また、JV 構成員の数及び施工方式（甲型・乙型）は任意とする。
- * 4 設計業務については、次のいずれの場合も可とする。
 - ① 「設計業務の実施を担う者（設計企業）」が行う。
 - ② 「建設業務の実施を担う者」が自ら行う。
 なお、②の場合、応募グループに設計企業は不要である。
- * 5 同一の者が設計建設 JV（あるいは単独企業）の県内業者と維持管理 JV の県内業者を兼ねることは可とする。

リスク分担表

○：主負担、△：従負担

段階	リスクの種類 (※1)	No.	リスクの内容	負担者	
				企業局	事業者
共通	公募資料等の誤り	1	公募資料等の誤りや内容の変更に関するもの	○	
	参加リスク	2	参加費用に関するもの		○
	契約締結リスク	3	発注者の帰責事由により契約を結べない、または契約手続に時間を要する場合	○	
		4	受注予定者の帰責事由により契約を結べない、または契約手続に時間を要する場合		○
	法令等の変更	5	本事業に直接関わる法令等（税制度を除く）の新設・変更に関するもの	○	
		6	上記以外（広く民間企業一般に影響を及ぼす）の法令等（税制度を除く）の新設・変更に関するもの		○
	資金調達	7	発注者が支払うべき資金の不足、遅延	○	
	許可等の遅延	8	発注者が手続すべき許可・届出の遅延に関するもの	○	
		9	事業者の申請手続きの不備等による許可等の遅延に関するもの		○
	税制度の変更	10	法人税の変更に関するもの		○
		11	消費税の変更に関するもの	○	
		12	外形標準課税の変更に関するもの		○
	物価変動	13	物価上昇	○	△ ※2
		14	物価下落	△ ※2	○
	住民対応	15	本事業を行政サービスとして実施することに係わる住民反対運動・要望に関するもの等	○	
		16	受注者の帰責事由（調査・設計・工事及び維持管理・運営）により発生した住民反対運動・要望に関するもの等		○
	環境問題	17	事業者が行う業務に起因する環境の悪化(騒音、悪臭、光害、粉塵発生、大気汚染、交通渋滞、汚濁水発生、振動、地盤沈下、地下水の断絶、土壌の汚染、電波障害、日照障害、有害物質の排出・漏洩等)に関するもの		○
		18	発注者が行う業務に起因する環境の悪化(騒音、悪臭、光害、粉塵発生、大気汚染、交通渋滞、汚濁水発生、振動、地盤沈下、地下水の断絶、土壌の汚染、電波障害、日照障害、有害物質の排出・漏洩等)に関するもの	○	
	第三者賠償	19	発注者の提示条件及び指示により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○	
		20	受注者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任		○
	事故	21	事業者の帰責事由による事故災害に関するもの		○
		22	発注者の帰責事由による事故災害に関するもの	○	
	事業の中止・延期	23	事業者の事業放棄・破綻によるもの、事業者が提供するサービスの品質等が一定のレベルを下回った場合等		○
		24	発注者の指示、債務不履行、当該サービスが不要となった場合等	○	
	不可抗力	25	戦争、暴動、天災等の不可抗力（当事者の行為とは無関係に外部から生じる障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものであり、発注者・事業者いずれの責めにも帰しがたいもの）による設計変更、事業の延期・中止	○	△ ※3
計画・調査・設計	測量・調査	26	発注者が実施した測量・調査に関するもの	○	
		27	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	計画・調査・設計の完了遅延及び費用の増加	28	発注者の提示条件、指示の不備・変更に関するもの	○	
		29	事業者の指示・判断の不備・変更に関するもの		○
	設計図書等の契約不適合	30	設計図書等の成果物の契約不適合		○
	更新計画の策定	31	維持管理・運営事業を通じて作成した施設・設備更新計画の誤り等（業務範囲に策定が含まれる場合）		○

段階	リスクの種類 （＊１）	No.	リスクの内容	負担者	
				企業局	事業者
建設	用地	32	建設に要する資材置場の確保に関するもの		○
		33	既存資料及び現地で把握あるいは予見が可能な地中埋設物及び撤去対象施設に関するもの		○
		34	既存資料及び現地で把握あるいは予見が不可能な地中埋設物に関するもの	○	
	工事の遅延	35	発注者の揭示条件、指示の不備・変更により工事が遅延または完工しないことによる損害	○	
		36	事業者の指示・判断の不備・変更により工事が遅延または完工しないことによる損害		○
	施工監理	37	施工監理に関するもの		○
	工事費の増大	38	発注者の揭示条件、指示の不備・変更に関するもの	○	
		39	事業者の指示・判断の不備・変更に関するもの		○
	契約不適合責任	40	施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間中）＊４		○
		41	施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間後）＊４	○	
	性能	42	業務要求水準等の不適合（施工不良等事業者の帰責事由によるもの）		○
	施設の損傷	43	使用前に工事目的物や材料、関連工事等に関して生じた損害		○
	維持管理・運営開始の遅延	44	発注者の揭示条件、指示の不備・変更により維持管理・運営の開始が遅延したことによる損害	○	
		45	事業者の指示・判断の不備・変更により維持管理・運営の開始が遅延したことによる損害		○
	事業内容の変更	46	用途変更等、発注者の帰責事由による事業内容等の変更に関するもの	○	
		47	事業者の帰責事由による事業内容等の変更に関するもの		○
	性能	48	業務要求水準等の不適合（事業者の帰責事由によるもの）		○
	維持管理・運営費の増大	49	発注者の帰責事由による事業内容等の変更等に起因する維持管理・運営費の増大	○	
		50	事業者の帰責事由による維持管理・運営費の増大（物価・金利変動によるものを除く）		○
維持管理・運営	施設の損傷	51	既存施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの	○	
		52	事業者の帰責事由による性能不足に関するもの（事業者提案による改良、運転維持管理の人為的なミス等に起因するもの等）		○
		53	事業者の帰責事由による施設の損傷に関するもの		○
		54	発注者の帰責事由による施設の損傷に関するもの	○	
		55	事故・火災等による施設・備品等の損傷	○	△ ＊３
		56	上記以外		○
	修繕費の増大	57	発注者の指示に基づくもの	○	
		58	修繕費が予想を上回った場合 （施工不良に対する是正指示を除く） 上記以外		○
		59	浄水過程及び既設施設等、発注者に起因する脱水ケーキの品質の著しい変化に伴う費用負担増	○	
		60	上記以外に起因する脱水ケーキの品質の著しい変化に伴う費用負担増		○
		61	再生利用市場の著しい変化により、再生利用業務を遂行することが困難となった場合の産廃処理負担	○	
	見学者対応	62	施設整備の不備等によって見学者が怪我をした場合（発注者の帰責事由によるもの）	○	
		63	施設整備又は運転管理の不備等によって見学者が怪我をした場合（事業者の帰責事由によるもの）		○
	移管手続き	64	施設移管手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○
	施設の健全性	65	事業終了後の業務要求水準の未達		○

＊１ 本表に定めのないものについては、別途発注者・事業者双方で協議とする。

＊２ 一定の割合までは負担する（契約金額の変更をしない）。具体的な割合は各契約書（案）において定める。

＊３ 当該リスクは企業局が主にリスクを負担するが、生じた損害又は増加費用の一部については、事業者も負うものとする。

＊４ 契約不適合責任期間は建設工事請負契約書（案）において定める。

モニタリングの実施及び維持管理業務委託契約書に基づく
業務委託料の減額について

1 モニタリング及び維持管理・運営期間中の業務水準低下に対する措置のフロー

措置の内容		手続きの概要
業務委託料の減額又は支払停止		一定の業務については、業務水準低下の内容に応じて毎月のペナルティポイントを計上し、それに支払期ごとに集計した当期ペナルティポイントに応じてその期の支払を減額若しくは停止する。
是正勧告	1 回目	業務水準低下の内容に応じ、当該業務の是正について、期限を定め事業者に勧告する。
	2 回目	1 回目の勧告によっても期限内に改善が認められない場合に再度勧告を行う。
契約解除		2 回の是正勧告を経て改善が認められず、業務改善等の解決の見込みがたたないと判断がなされ、企業局が契約継続を希望しないときには、契約を解除する。

2 モニタリング

(1) モニタリング実施計画書の作成

企業局は、基本契約締結後に以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

- ア モニタリング時期
- イ モニタリング内容
- ウ モニタリング組織
- エ モニタリング手続
- オ モニタリング様式

(2) モニタリングの方法と費用負担

ア モニタリングの方法

(ア) 業務日報等の提出

事業者は、企業局が日常モニタリングを行うための業務日報（毎日）及び定期モニタリングを行うための業務報告書（毎月）を作成し、企業局へ提出する。基本は維持管理・運営業務に係る報告とするが、設計・建設業務実施期間中は、それらの業務についての報告も別途行うこととする。

(イ) 業務実施状況の確認

企業局は、事業者が作成した業務日報及び業務報告書に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、企業局は、必要に応じ自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

種別	事業者	企業局
日常モニタリング	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、業務日報を作成。	業務日報の確認、業務水準の評価。
定期モニタリング	月1回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報をもとに業務報告書を作成。	業務報告書の確認、業務水準の評価。
随時モニタリング	-	設計・建設業務実施状況、発生土有効利用状況、各種環境計測値、是正勧告後の改善効果等の確認。その他、必要に応じ不定期に、直接確認。

イ モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用は原則として事業者の負担とする。

3 業務水準低下に対する措置

企業局は、モニタリングの結果、事業者の業務内容が業務要求水準書等に定める事項を満たしていないと判断した場合に、以下のとおり、業務委託料の減額、是正勧告その他の措置をとる。

(1) 減額措置及び是正勧告(1回目)

企業局は、モニタリングの結果、事業者の業務水準の低下を確認した場合、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

ア 業務委託料の減額措置

発生した不具合が業務委託料の減額等の対象であれば、適切な減額措置を講ずる。なお、予め企業局の承諾を得ず施設が稼動不可能となった場合（あるいはそうなることが見込まれる場合）には、事業者は企業局のモニタリングを待たず当該不具合の応急処置を施し、直ちに企業局に通知する。

イ 是正勧告

確認された不具合（上記アに当てはまるものを含む）が、繰返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、企業局は事業者に適切な是正措置を取ることを通告し、事業者に改善策の提出を求めることができる。この改善策の内容は、企業局の承諾を受けなければならない。

ウ やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により業務要求水準書等に定める事項を満たすことができない場合、事業者は企業局に対して速やかに、かつ詳細にこれを報告し、その改善策について企業局と協議する。事業者の通知した事由に合理性があると企業局が判断した場合、当該期間は再度の勧告の対象としない。

(2) 改善効果の確認

企業局は、随時のモニタリングにより、改善策に基づく改善効果を確認する。

(3) 再度の是正勧告

上記(2)のモニタリングの結果、改善策に沿った期間・内容での改善効果が認められないと企業局が判断した場合、企業局は再度の是正勧告を行うとともに、再度上記(1)、(2)の手続きを行う。なお、ここでいう再度の是正勧告については、企業局が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。

(4) 事業契約の解除

企業局は、上記(3)の手続きを取った後、最長6か月を経て改善効果が認められないと判断した場合、もしくは、上記(3)の手続きを経ても改善効果が認められないと判断した場合で、企業局が契約継続を希望しないときには、事業契約を解除する。

4 業務委託料の減額

業務委託料の減額は、表1の確認項目ごとに次のとおり実施する。

(1) 表1の確認項目ア、イ及びエについて

当該四半期ペナルティポイントの累計を行い、当該四半期分の業務委託料から当該四半期分の業務委託料に累計ペナルティポイントに対応する減額割合を乗じた額を減額して支払う。ただし、四半期ごとの累計されたペナルティポイントが10ポイント以下の場合には業務委託料の減額は行わない。また、四半期ごとに累計されたペナルティポイントは、翌期に繰り越されることはない。なお、ペナルティポイントによる減額割合は表2に、ペナルティポイントの詳細は表3に示す。

(2) 表1の確認項目ウについて

脱水設備及び非常用電源供給設備が業務要求水準書に定める能力を維持していないことが判明した場合、企業局は改善勧告を行い、事業者は改善予定日を定めた改善計画書を提出して企業局の承諾を受けるものとする。改善勧告後、改善予定日までに機器の能力が改善されない場合、改善予定日を含む四半期の業務委託料の支払いを当該機器1台につき10%の割合で停止処分とする。なお、停止処分とした分の業務委託料は、機器能力の改善が確認された四半期のサービス購入料とともに支払う。

(3) 表1の確認項目オについて

発生土を不法投棄又は企業局の承諾を経ない最終処分場等への埋め立てを行った場合、業務委託料の全額を減額し、企業局は契約を解除することができる。

なお、処分方法が不明である場合は不法投棄と推定するものとする。

ただし、不法投棄又は企業局の承諾を経ない最終処分場等への埋め立てについて、事業者の帰責事由がないことが証明された場合を除く。

協議により企業局の承諾を得て最終処分場等への埋め立てを行った場合、埋め

立てた発生土分については、業務委託料のうち発生土有効利用業務にかかる経費は支払わない。また、埋め立てに要する費用は事業者負担とする。

発生土処分の確認は、書面で行うこととし、非有価（産業廃棄物）として排出する場合は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、また、有価物として排出する場合においては、マニフェストに準じた記載事項を備える受け入れ証明書等により確認することとする。

なお、発生土量の確認は、乾燥重量に換算した数値で行うものとする。

5 事業者が行うセルフモニタリング

事業者は、設計・建設業務及び維持管理・運營業務のセルフモニタリングを実施すること。セルフモニタリングの実施方法、実施内容、実施頻度等については事業者提案によるものとするが、セルフモニタリングに先立ち、実施内容を記載したセルフモニタリング実施計画書を提出し、事前に企業局の承諾を得るものとする。

また、企業局が必要と判断した場合には、随時セルフモニタリングの実施と報告を事業者に求めることが出来る。

表 1 業務委託料減額等項目

業務項目	確認項目
排水処理業務	ア 送泥受入停止時間
	イ 返送水の濁度
設備維持管理業務	ウ 脱水設備・非常用電源供給設備の能力維持
非常用電源供給業務	エ 非常時の電源供給
発生土有効利用業務	オ 不法投棄および未承諾による最終処分場等への埋め立て

表 2 ペナルティポイントによる減額割合

累計ペナルティポイント (X)	当該四半期分の業務委託料の減額割合[%] (Y)
0～10ポイント	なし
11～25ポイント	$Y = 0.4 X$
26～50ポイント	$Y = 0.6 X - 5$
51～75ポイント	$Y = X - 25$
76～100ポイント	$Y = 2 X - 100$

表3 ペナルティポイントの詳細

項目	項目の内容	ペナルティポイント		
送泥受入 停止時間	事業者が汚泥を受け入れることができなくなり、浄水場本体が予定していた送泥を停止した場合、送泥を停止してから受け入れを再開するまでに要した時間に応じてペナルティポイントを課す。 送泥受入停止時間は、停止されてから再開するまでの継続した時間とし、再開にあたっては必ず予定された全量を受け入れなければならない。送泥が再開された後、予定された汚泥の全量を受け入れることができず、当該送泥中に再度停止した場合は送泥受入停止が継続しているものとみなす。 なお、施設能力を超える汚泥流入により受入が不可能となった場合で、事業者が送泥受入停止にいたるまでに適正な汚泥管理を実施していたことが立証できる場合、ペナルティポイントは課さない。	送泥受入 停止時間		ペナルティ ポイント
		6 時間以上 24 時間未満		5
		24時間以上 48時間未満		15
		48時間以上 72時間未満		35
		72時間以上		50
返送水の濁度	濁度20度以上の返送水が20分間以上継続して返送された場合、その濁度及び継続時間に応じてペナルティポイントを課す。返送水の濁度が20度以上に上昇してから20度未満に下がるまで、若しくは返送を停止するまでを1回のペナルティとし、1回ごとにペナルティポイントを課す。 なお、濃縮槽の泥面管理が適正に実施していたことが立証可能な場合はペナルティポイントを課さない。	時間 濁度	20分以上 60分未満	60分以上
		20度以上 200度未満	5	10
		200度以上 500度未満	10	25
		500度以上	25	50

非常時の電源供給	電気供給事業者からの送電が停止し、浄水場本体からの給電要請があった場合、速やかな非常用電源設備の稼動及び浄水場への給電が必要となる。浄水場本体から給電要請があった時点から非常用電源の給電までに要する時間により、ペナルティポイントを課す。 ただし、耐震性能を上回る地震が発生し機器障害が発生している場合及び県側受電設備の受電機器・ケーブル障害が生じている場合等、事業者に帰責事由がない場合はペナルティポイントを課さない。	非常用電源の給電要請から非常用電源の給電までの所用時間	ペナルティポイント
		10 分超過 20 分未満	5
		20 分以上 30 分未満	10
		30 分以上 40 分未満	20
		40 分以上 50 分未満	30
		50 分以上 60 分未満	40
		60分以上	50